号外第二十四号

三月三十一日 (水曜日

平成一

青森県県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規 令..... 青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓 青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令..... 青森県物品調達規則の一部を改正する規則..... 青森県財務規則の一部を改正する規則...... 告 規 目 示 則 次 (経 (防災消防課) ... (総務学事課) 理 同 課)) :: =:

理

会計管理者の事務の一部委任の一部改正

経

課 :

林

政

課 :

則

規

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県規則第二十九号

青森県財務規則の一部を改正する規則

(

繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。 第三十九条第三項中第十六号を第十八号とし、 第九号から第十五号までを二号ずつ

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正す

- 県政情報センターの行政資料の写しの作成及び送付に要する費用
- 県政情報センター の行政資料の頒布を有償による場合の当該行政資料の頒布代

金及び送付に要する費用

+

一号の次に次の一号を加える。 第八十一条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第 第五十九条第二項中「千分の九百六十五」を「千分の九百六十八・五」に改める。

三 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律 (平成二十二年法律第 十九号) に規定する職員の子ども手当 (以下「子ども手当」という。)

げ、第二号の次に次の一号を加える。 第九十一条中第十五号を第十六号とし、第三号から第十四号までを一号ずつ繰り下 第八十九条中「又は児童手当」を「、児童手当又は子ども手当」に改める。

三 子ども手当

Ħ.

:

三

第百五十四条第三号中「年三・六パーセント」を「年三・三パーセント」に改める。

第百七十一条中「及び授業料」を削る。

第三百三十九条中「児童手当」の下に「、子ども手当」を加える。

に改める。 第三百四十二条中「若しくは公所出納員」を「、公所出納員若しくは公所会計員」

百四十二条各号に掲げる事務について検査しなければならない 相当する職にある者を含む。)) 及び公所の長は、毎年二回以上その所管に係る第三 第三百五十条の見出しを「 (自己検査) 」に改め、同条第一項を次のように改める。 部局の長 (知事部局、教育委員会事務局及び警察本部にあつては、課長 (これに

の 下 に 第三百五十条第二項中「知事 (」の下に「教育委員会事務局及び」を、 「警察本部及び」を、「会計管理者」の下に「(知事部局、 教育委員会事務局 「教育長、」

別記第二の第三十四条第十一項、第四十一条第二項及び第四項並びに第四十九条第

及び警察本部以外の部局にあつては、会計管理者) 」を加える。

三項中「弁3.6パー付ソナ」を「弁3.3パー付ソナ」に改める。

別表第一中「青森県立平内高等学校」及び「青森県立南郷高等学校」 を削る。

第二十号様式の (その二) を次のように改める。

泊
用紙の大
大きさは、
日本工業規格 A
4続長と
St.

ただし、	1 1			炎のとお	生徒氏名		
類	酸			次のとおり納入してください。		学年	终
年度分 高等				ください。		剎	\succ
プロイ採業斡換売報		核	青森県立		 		嵐
イ ス 本		Жm	₩.				知
			高等学校				П Щ

	7		111	
		額	額	
	年度分			
	高等学校授業料として			

潅		类		
烟		Ш		平
	治			
		福	ш	짺
	徭			
			田	四盤

第二十四号様式の注に次のように加える。

及び生徒氏名を記入すること。 県立高等学校の授業料の徴収に使用する場合には、住所氏名の欄に学年、組

第三十九号様式、第四十号様式及び第四十二号様式中 1,000 _J 965 1,000 」 968.5 に改

める。

び児童手当」を「児童手当及び子ども手当」に改める。 第六十四号様式の①の注の3及び②の注の1並びに第六十七号様式の注の1中「刄

第百九十三号様式中「公所の煉」を「蒸餅蝨」に改める。

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 よる。 日前に同条の規定により契約の準備行為を行った契約については、なお従前の例に の準備行為を行ったものを除く。) について適用し、同日前に締結した契約及び同 一日以後に締結する契約(同日前に青森県財務規則第百五十六条の規定により契約 改正後の青森県財務規則第百五十四条及び別記第二の規定は、平成二十二年四月

青森県物品調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 Ξ

村

申

吾

青森県規則第三十号

青森県物品調達規則の一部を改正する規則

改正する。 青森県物品調達規則(昭和三十二年三月青森県規則第十九号)の一部を次のように

管理課長」に改める。 第四条第一項及び第七条並びに別表第十一号及び第十二号中「経理課長」を「会計

第一号様式の (その一) 中

	먉
	加
	次
	加
	业
	加
	グループマネージャー
	サブマネージャー
	グ
	٦ –
	,
	プ 員
併	础
田	起案者
	邢梓
を	

出納局長

出納局次長

会計管理課長

課長代理 |効レ☆ネーシャー| サブマネーシャー|

グルー

Y

逥

胡絮岩

に

Ш

Ш

年月日

改め、

同様式の (その二) 中

出納局長 出納局次長 経理課長 加力ネージャー サフネージャー

グ

7 1 Y

逥

起案者

(3
第三号様式の (その一) 中	改める。

青	森	県	報	둔	号外第2	4号					
			. 2	ᅒ					. 7夕		
먥		昳	第十二	女 か る。		验豐		経理	改め、		먉
체		加	第二号様式の	0		会計管理課長		経理課長	同様式の		체
纹		汝	式 の						式 の		纹
체		加	そ			課長代理		グレープマネージャー			加
ൂ			(その一)					-	<u>の</u>		业
체		業	中			グレープマネージャー		サブマネージャー	(その二) 中		加
謀長代理		加				ネジャー		ージャー			課長代理
		グループマネージャー				#7		Ĭ,			
ガー大						サプマネージャー					カレカ
オージャー		#次;						7			ベージャー
グループマネージャー サブマネージャー		サブマネージャー				グ					グレブマネージャー サブマネージャー グリレー
(-) ⁴ -						7		1			(ージャー
Ĭ,		グル				1					グ
グルー						J					1
J		プ 員)000			J
)	#				曲	7-11	無				<u></u>
起案者	田	起案者			田	起案者	田	起案者		年月	起案者
啉		шÆ				Щ		ш4,		ш	啉

に

出納局長 出納局次長 経理課長 加- | サブネ-シャ- | ゲ

F

Ī

Y

逥

起案者

を

を

먉

加

汶

세

誤

加

課長代理 |勿ースネーシャー|サフスネーシャー| グルー

Y

逥

起案者

に

Ш

Ш

年月日

改め、

同様式の (その二) 中

に

먉

加

汶

加

鰈

加

グレープスネージャー | サブスネージャー

グ

=

Ī

Y

逥

起案者

を

第六号様式中「青森県出勢同路璀骦長」を「青森県出約同分計管理課長」に改める。

則

を

改める。

出納局板

出納局次長

課長代理

グレプスネージャー サブスネージャー

グルー

Y

<u>اس</u>

起絮者

に

Ш

Ш

年月日

に

:: Д П

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓

青森県訓令甲第二十一号

を

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

各 庁

出

先

関 般

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

うに改正する。 青森県文書取扱規程 (昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号) の一部を次のよ

つ繰り上げ、第十六号の前に次の一号を加える。改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずま十八条第一項中「第十二号」を「第十一号」に、「第十三号」を「第十二号」に

十五 料金後納郵便物等差出票 (第十号樣式)

よるものを除く。) に」に改め、同条第二項を次のように改める。「よるものに」を「より行うもの(親展、秘扱い、書留、速達その他の特殊取扱いに及び」を「総務学事課長が定める国の機関、市町村、出先機関等に郵便又は」に、第五十条第一項中「郵便(現金書留及び代金引換えの取扱いによるものを除く。)第二十二条第一項の表第一号ア公中「経理課長」を「会計管理課長」に改める。

なければならない。 2 総務学事課において発送する文書及び物品は、原議とともに総務学事課に回付し

「第五十条第一項」に改め、同項第二号を次のように改める。第五十三条の見出しを削り、同条第一項第一号中「第五十条第二項ただし書」を

一 郵便による文書等の発送は、料金後納として処理すること。

領等)」を付す。 録簿」を「料金後納郵便物等差出票」に改め、同条の前に見出しとして「 (発送の要録簿」を「料金後納郵便物等差出票」に改め、同条の前に見出しとして「 (発送の要第五十三条第一項第三号中「郵便等料金計器計示額報告書及び郵便等料金表示額記

青

第五十四条を次のように改める。

ればならない。第五十四条 主管課における文書及び物品の発送は、次に掲げる要領により行わなけ

こ 前書にてひ見望は、斗金袋内邪更加等電は零により斤置り呈売をになっていむを得ない理由があるときは、この限りでない。 文書及び物品の発送は、料金後納として処理すること。ただし、緊急その他や

2 主管課において文書又は物品を発送したときは、主管課長は、その発送に係る原二 前号本文の処理は、料金後納郵便物等差出票により所定の手続をとること。

第七十四条第一項第十一号を次のように改める

議の発送年月日欄に発送年月日を記入しなければならない

── 料金後納郵便物等差出票

第八十七条に次の一項を加える。

2 庶務担当課において発送する文書及び物品は、主管課等において、封かん、

封装

いのものを除く。) は、原議とともに庶務担当課に回付すればよい。務担当課長が定める本庁、市町村、出先機関等に発送する文書及び物品 (特殊取扱表示をした上で、原議とともに庶務担当課に回付しなければならない。ただし、庶又は包装をし、親展、秘扱い、書留、速達その他の特殊取扱いのものは封皮にその

を「料金後納郵便物等差出票」に改める。((料金後納郵便物差出票)(第八十七条の二第二号中「郵便に」を「郵便等に」に、「料金後納郵便物差出票」)

改め、同条の表第五十条第二項の項を削る。 第八十八条中「第五十条第三項」に 第八十八条中「第五十条(第一項及び第四項を除く。) 」を「第五十条第三項」に

別表第二中

あおもりの	
「冬の農業」	
推進チーム	
青あ冬	
- を	

あおもり食品産

業振

興光

1

 \triangleright

青あ食

に

型	άk	
務	빡	
益	祁	
掌	理	
霊	稟	
青財指	青会管	
_		

に改める。

第十号様式を次のように改める。

1>

注 用紙の大きさは、日本工業規格 Λ 4 縦長とする。

第10号様式、料金後納郵便物等差出票(第18条、第53条、第54条、第74条、第87条の2關係)

料金後納郵便物等差出票

青森県訓令甲第二十二

この訓令は、

平成二十二年四月一日から施行する。

附

則

第十号様式の二及び第十号様式の三を削る。

日付印

個数 蓝烛

g 以内

g以内

NYS

MYAS g 以内 g以内 NY B MYAB R JUN **火火水** WMB

型 型 会 会 合計學金

郵便物等の種類

特殊収扱いの種類

最日別

地带等

夏以内

发以内 多以内 I

担当者印

差出人氏名印

平成二十二年三月三十一日

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

各 庁

出

先

機

関 般

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令 青森県知事

Ξ

村

申

吾

の一部を次のように改正する。 青森県災害対策本部の班に関する規程 (昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号)

第二条第二項の表農林水産部の部中

業」推進班の 「冬の農

推進チームリーダーあおもりの「冬の農業」

を

に改め、 同表出納部の部を次のよ

うに改める。

興班あおもり食品産業振

チームリーダー あおもり食品産業振興

出納部 財務指導班 会計管理班 財務指導課長 会計管理課長

あおもり食品産業振興班」に改め、 第三条あおもりの「冬の農業」推進班の項中「あおもりの「冬の農業」推進班」を 同条経理班の項中「経理班」を「会計管理班」

同項に次の三号を加える。

に改め、

災害救助基金に関すること。

資金運営計画に関すること。

(6) 財務指導班 第三条出納班の項を次のように改める。 五 義援金品に関すること。

他の班の実施事項の応援に関すること。

附

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

示

青森県告示第二百十号

青森県県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

報

県

森

青森県知事 \equiv 村 申 吾

を

下

青森県県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程

号)の一部を次のように改正する。 青森県県営林の立木及び素材売払規程 (昭和三十八年四月青森県告示第二百四十六

青

第二号様式の第九条中「弁3.6パー付ソナ」を「弁3.3パー付ソナ」に改める。

則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県告示第二百十一号

を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。 平成十九年七月一日青森県告示第五百一号 (会計管理者の事務の一部委任) の 部

平成二十二年三月三十一日

出納員の項の表中

青森県知事 Ξ 村 申

吾

ビ

帯する事務

知事部局等に属する入札保証金及び契約保証金の収納事務

知事部局等に属する物品の出納及び保管並びにこれらに附

並びにこれらに附帯する事務 会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局 知事部局 (以下「知事部局等」という。) に属する物品の出納及び保管 四第一項に規定する放置違反金をいう。以下同じ。) 及びこ 金 じ。)、公安委員会及び警察本部に属する収入金 (放置違反 のうち知事部局等、 下「規則」という。) 第七条第一項第三号に規定する収入金 れに係る延滞金を除く。) で分任出納員が取り扱う収納事務 知事部局等に属する入札保証金及び契約保証金の収納事務 一(道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第五十一条の 青森県財務規則 (公所を除く。)、選挙管理委員会事務局、 教育委員会事務局 (昭和三十九年三月青森県規則第十号。 (公所を除く。以下同 人事委員 以 出納員 長の職にある 長の職にある 出納局出納課 出納局経理課

出納員が取り扱う収納事務 いう。以下同じ。) 及びこれに係る延滞金を除く。) で分任 律第百五号) 第五十一条の四第一項に規定する放置違反金を 務局 (公所を除く。以下同じ。) 、公安委員会及び警察本部 議会事務局 (以下「知事部局等」という。) 、教育委員会事 のうち知事部局 (公所を除く。)、選挙管理委員会事務局、 に属する収入金 (放置違反金 (道路交通法 (昭和三十五年法 人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局及び 青森県財務規則 「規則」という。) 第七条第一項第三号に規定する収入金 (昭和三十九年三月青森県規則第十号。

以 ある出納員 理課長の職に 出納局会計管

券の収納に関すること。

を

公所

(地域県民局を除く。) に属する次に掲げる事務

県税部の出納 (地域県民局

地域県民局

(東青地域県民局を除く。) に属する次に掲げる事

兀

物品の出納及び保管に関すること。

五

前各号に規定する事務に附帯する事務に関すること。

務 にある出納員及び県税部の出納員を除く。) に委任された当該 (地域県民局の出納員 (地域連携部管理室審査指導課長の職

地域県民局に属する事務及び県税部の出納員に委任された当該

県税部に属する事務を除く。)

課長の職にあ 理室審査指導 地域連携部管 地域県民局の

る出納員

支出負担行為の確認に関すること。

民局を除く。

公所 (地域県

税外諸収入金及び歳出戻入金の収納事務のうち現金又は証

の出納員

手もと保管に係る

ものに限る。) 及び保管に関すること

一時取扱金の出納(払出しにあっては、

支出負担行為の確認に関すること。

物品の出納及び保管に関すること。

兀

地域県民局に属する次に掲げる事務 (県税部の出納員に委任さ 五 前各号に規定する事務に附帯する事務に関すること。

れた当該県税部に属する事務を除く。 税外諸収入金及び歳出戻入金の収納事務のうち現金又は証

券の収納に関すること。

一 支出負担行為の確認に関すること。 除く。) の農村整備事務を担当する内部組織並びに西北地域 地域農林水産部 (下北地域県民局地域農林水産部を (東青地域県民局地域

部の出納員を

納員及び県税 の職にある出

除く。)

部組織、 県民局地域農林水産部の林業又は畜産業の事務を担当する内 つがる家畜保健衛生所、鰺ケ沢水産事務所及び西北

地方漁港漁場整備事務所に係るものに限る。 一時取扱金の出納 (払出しにあっては、手もと保管に係る

ものに限る。) 及び保管に関すること。

Ξ

連携部管理室 出納員 (地域

審查指導課長

改める。

地域県民局の

'二'青森県個人情報保護条例 する費用 四条の保有個人情報が記録されている行政文書の写し等の作成及び送付に要 (平成十年十二月青森県条例第五十七号) 第二十

を

に改め、分任出納員の項の表中「出納局出納課長」を「出納局会計管理課長」

に

前号に規定する事務に附帯する事務に関すること。

|二||青森県県政情報センターの行政資料の写しの作成及び送付に要する費用 三 青森県県政情報センターの行政資料の頒布を有償による場合の当該行政資 料の頒布代金及び送付に要する費用

する費用 四条の保有個人情報が記録されている行政文書の写し等の作成及び送付に要 青森県個人情報保護条例 (平成十年十二月青森県条例第五十七号) 第二十

兀

に

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)